

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル  
日・EU 両政府への提言  
[仮訳]

2025 年 2 月 12 日 東京

ワーキング・パーティ 1  
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

**共同議長**

欧州ビジネス協会（EBC）

会頭

ローレント・デピュス

**共同議長**

在欧日系ビジネス協議会（JBCE）

会長

齊藤幹人

**共同副議長**

BUSINESS EUROPE

事務局長

マーカス・ベイレール

**共同副議長**

地球産業文化研究所

顧問

福川伸次

**エグゼクティブサマリー**

## ハイライト:

- 両首脳及び関係閣僚のリーダーシップのもと、競争力に関わる産業政策・競争政策・貿易政策の広範な領域について、日・EU間で包括的かつ全面的な協力関係を構築することを提言。
  - 競争力強化及び経済安全保障に係る共通の理念の構築
  - 日・EU間の協力枠組みに基づく、競争力強化や経済安全保障のための具体的な取組の更なる発展
  - 特定地域への依存や地政学的リスクに協調して対応するための、公正市場の確保（両市場における非価格要素に係る共通のクライテリアの開発と適用）や重要鉱物確保に関する連携の推進
  - ホライズン・ヨーロッパへの日本の準加盟国参加や、スタートアップ政策や防衛産業育成策など個別政策・産業分野における協力関係の強化等、より広範な産業政策分野における連携の推進
  - ドラギ・レポートにおいて示された、EUにおける競争政策の見直しに関して、両地域間の政策調和も念頭においたEUと日本の競争当局間の政策対話 等
- 次回WTO閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダを提案。
- 日・EU間の規制及び規格の更なる調和を提言。

## Updates from the last year:

- 今回の提言においては、
  - ◇ 新しい欧州委員会が2024年12月より5年間の新たな任期をスタートさせ、特に競争力強化に力点を置くことを鮮明にしていること、
  - ◇ 日本においてもデフレからの脱却を更に力強い流れとし、とりわけグリーン分野・デジタル分野における競争力強化を進めていくことが重要であること、
  - ◇ 即ち、競争力強化は日・EU共通の課題であること、
  - ◇ さらには経済安全保障が、経済・産業政策を議論する上での重要かつ日・EU共通の柱となっていることを踏まえ、両地域が強固な経済関係を築き、経済的な繁栄を共創していくため、競争力に関連する政策における包括的かつ全面的な協力関係構築することを主提言として新たに位置づけた。

## 序文

日本とEUが、価値観と原則を共有する同志として、また経済連携協定（EPA）に基づく強固な貿易・投資関係を有する経済パートナーとして、競争力強化と経済安全保障の分野で協力関係を更に発展させていくことは極めて重要である。

世界では、ウクライナ情勢や中東における紛争を含め、地政学的な緊張がますます強まっている。特定の国や地域に対しサプライチェーンを依存することのリスクについて、政策当局者や企業関係者の意識も大きく高まった。今や経済安全保障は経済・産業政策を議論する上での重要かつ日・EU共通の柱となった。

米国では、2025年1月20日に発足した第二次トランプ政権が、「米国第一の通商政策」を打ち出した。巨額の貿易赤字の調査や是正策としての追加関税の検討等が盛り込まれ、自由貿易協定の見直しにも言及している。

こうした状況下、EUにおいては、新しい欧州委員会の5年の任期が2024年12月1日より開始した。ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長率いる欧州委員会には、「欧州の競争力の未来（2024年9月）」（ドラギ・レポート）において示された産業政策・競争政策・貿易政策全般にわたる一体的かつ包括的な競争力強化アプローチの実行が求められている。欧州委員会からは、米中とのイノベーション・ギャップの解消、脱炭素と競争力のための共同計画、安全保障の強化と依存度の低減の3つの柱から構成される「競争力コンパス」が1月29日に打ち出された。

日本においては、1990年代以来続いた長きに渡るデフレが終わり、約30年ぶりの高水準の賃上げが実現、企業の設備投資も高い水準にある。日本政府には、日本経済が二度とデフレに戻ることはないよう、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」実現のための政策運営が求められる。産業界にとっても、「賃金と物価の好循環」、「成長と分配の好循環」の中でGX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じた競争力を確保し、新たな成長ステージを実現していく、30年ぶりの好機であり、正念場でもある。

日本とEUの間には、EPAに加え、産業政策対話、グリーン・アライアンスやデジタルパートナーシップに基づく政策連携など、素晴らしいトラックレコードがすでに存在する。両国・地域を取り巻く競争環境、地政学的関係が一層厳しさを増す中で、両国・両地域がより強固な経済関係を築き、経済的な繁栄を共創していくためには、これまでの取り組みを更に発展させた、競争力に関するより包括的かつ全面的な協力関係を構築することが重要である。

これらの認識に基づき、ワーキング・パーティ1（WP1）においては、両首脳及び関係閣僚のリーダーシップのもと、

- 日・EUの共通の利益の実現に向けた、競争力強化及び経済安全保障に係る共通の理念の構築
- EPAやハイレベル経済対話、産業政策対話、グリーン・アライアンス、デジタルパートナーシップなど、日・EU間の協力枠組みに基づく、競争力強化や経済安全保障のための具体的な取り組みの更なる発展
- 特定地域への依存や地政学的リスクに協調して対応するための、公正市場の確保（両市場における非価格要素に係る共通のクライテリアの開発と適用）や重要鉱物確保に関する連携の推進
- EUの研究開発プログラムであるホライズン・ヨーロッパへの日本の準加盟国参加や、スタートアップ政策や防衛産業育成策など個別政策・産業分野における協力関係の強化など、より広範な産業政策分野における連携の推進
- ドラギ・レポートにおいて示された、EUにおける競争政策の見直しに関して、両地域間の政策調和も念頭においたEUと日本の競争当局間の政策対話など、（競争力に関わる）産業政策・競争政策・貿易政策の広範な領域について、包括的かつ全面的な協力関係を構築することを提言する(EJ to EJ提言において詳述)。

また、日・EU間の連携を深化していくためには、両国における規制やルールが調和し、両地域で活動する企業の国境を越えたサプライチェーン構築や投資、研究開発等が促進されることが重要である。E to J、J to Eパートにおいて、両国産業界から日本及びEUに対する規制・ルール面での提言を詳述する。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印1つ(\*)は「重要な」提言を示す。(例：WP 1/ # 01\* / EJ to EJ)

## 欧州と日本両産業界からの提言

WP-1 / # 01\* / EJ to EJ      競争力強化に関する日・EUの包括的協力枠組みの創設

産業競争力の強化及び経済安全保障の強化に向け、日EU・EPA やその他の枠組みに基づき発展させてきた協力関係の深化を含め、日・EUの連携を一段高いレベルに引き上げるべきである。特に、イノベーション創出力の強化、グリーン・トランジションとデジタル・トランスフォーメーションの円滑な実施、地政学的リスクへの対応のため、産業政策・競争政策・貿易政策の一体的な推進において日・EU間の協力の深化が必要である。こうした問題意識に基づき、BRTは、競争力強化のための新たな包括的かつ全面的な協力枠組みの創設を提言する。当該枠組みに基づき、両首脳・関係閣僚のリーダーシップのもと下記の協力を進めていくべきである。

**ハイレベル経済対話や産業政策対話に基づく経済安全保障及び強靱なサプライチェーン構築のための取り組みの更なる発展**

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 2024年5月2日の日・EUハイレベル経済対話において合意された「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアチブ」や2024年2月21日の第25回日・EU産業政策対話における合意に基づき設置された「サプライチェーン・モニタリングと産業政策調和に向けたタスクフォース」などの枠組みに基づく取り組みを更に発展させ、新しい欧州委員会と日本政府の間で、経済安全保障分野及び強靱なサプライチェーンの構築のため、共通の理解や理念を醸成するとともに、政策面でも具体的な成果の創出を図っていく。
- 特に、サプライチェーンに関する日・EU間の共通の原則（両市場における非価格要素に係る共通のクライテリアの開発等）を、様々な産業政策や貿易政策において適用可能とするべく、具体的な分野や基準に関する議論をさらに深める。
- また、両国間のイニシアチブを、G7を始めとする国際的な枠組みの基礎とする。
- 同時にこれらの取り組みを進めていく上では、BRTメンバーやJBCE（在欧日系ビジネス協議会）、EBC（欧州ビジネス協議会）など、日・EUの産業界の代表者との対話を十分に行うべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 地政学的リスクが高まる中、経済安全保障の確保のため、日本及びEUは特定の国や地域に対するサプライチェーンの依存リスクを低減していくべきである。同時に、WTOを中核とする法の支配に基づく貿易体制の維持・強化は両国の経済発展の礎である。

- こうした基本認識に基づき、強靱性、透明性、多様性、安全性、持続可能性、そして信頼性といった共通の価値観に基づく共通の原則（両市場における非価格要素に係る共通のクライテリア）を開発するとともに、当該原則を様々な産業政策や貿易政策に適用することで、価格要素のみに影響されない公正な市場環境の創出及び強靱なサプライチェーンの構築を進めていくことが重要と考える。
- また、自由貿易体制の中で多様な輸出入相手国を確保していくことの重要性に鑑み、日本とEUはWTO上の協定（情報技術協定（ITA）等）の加盟国・地域及び対象品目の拡大のための努力も続けるべきである。

## グリーン・アライアンスの深化

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 2021年5月の日・EU首脳間合意に基づく日・EU間のグリーン・アライアンスに沿って、エネルギー・トランジション（再生可能エネルギー、水素、CCUS等）や環境保護（資源循環、生物多様性等）、研究開発等の分野において日・EU間の協力を更に加速させる。
- 特に、2022年12月に署名された日・EU間の水素に関する協力覚書や、これに基づき2024年6月に開催された日・EUエネルギー閣僚会議・ハイレベル水素ビジネスフォーラムにおける合意を踏まえ、風力、太陽光、水素分野をはじめとするクリーンエネルギー分野における供給・需要サイドの政策での協力を更に加速させる。
- 日・EUエネルギー閣僚会議における合意に基づいて設置された日・EUクリーンエネルギー産業政策対話における日・EUの連携を加速する。とりわけ、エネルギー・トランジションを実現する上で鍵となるクリーンエネルギー分野において、供給源、サプライチェーンに対する依存関係や脆弱性に対処することは極めて重要であり、この分野の公平な競争条件を確保するため、強靱性、透明性、多様性、安全性、持続可能性及び信頼性の原則のような価格以外の要件を適切に供給・需要サイドの政策において適切に評価することは重要である。
- EUにおいて炭素国境調整メカニズム（CBAM）における証書購入義務が課され始める2026年1月が間近に迫り、日本でも排出権取引制度の導入検討が本格化する中、双方のビジネスにおいて制度不和による過剰な負担を生じさせることなく、着実に脱炭素化を進めるために、炭素価格の設定、温室効果ガス排出量の具体的計算方式等の調和に向け、緊密に連携を図る。脱炭素に向けた産業界の努力を適正に引き出していくためには、カーボン・プライシングに係る日・EUの政策調和は必須である。
- また、日本における様々なリサイクル政策及びEUにおけるサーキュラー・エコノミー政策（バッテリー規則、エコデザイン規則、ELV規則案、包装及び包装廃棄物規則等）がそれぞれ進展する中、各分野における日・EUの両政府の連携および政策や規制、関連する規格等を調和させる。重要原材料の資源循環やプラスチックリサイクルの推進が、日本とEUの双方において重要課題となり、関連する規制や

政策が打ち出されている中、サーキュラー・エコノミー政策に関する日・EU間の連携深化は極めて重要である。

## デジタルパートナーシップの深化

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 2022年5月の日・EU首脳間合意に基づく、日EUデジタルパートナーシップに基づき、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）、データスペースの利活用、半導体製造、海底ケーブルインフラの展開、HPC/量子コンピューターの研究開発、サイバーセキュリティ、5G、Beyond5G/6G、AIなどデジタル分野における共通かつ重要な課題について、連携を更に深化させる。
- 共通の原則と価値を有する日本とEUの間で国境を越えたデータ流通、データスペースの利活用を進めていくことは、脱炭素やサーキュラー・エコノミーの実現、サプライチェーンの強靱性の確保、イノベーションの促進など様々な観点から重要度が高く、日・EU間での相互運用性確保のための協力深化を進める。データスペースの利活用やDFFT及びデジタルIDについては、EUにおける各種データスペース政策やデジタル・プロダクト・パスポート（DPP）政策の進展、日本におけるウラノス・エコシステムに基づく蓄電池分野におけるデータスペース構築の取り組み進展など、双方において取り組みの進展がみられている。政策協力から、産業界とともに、イノベーション、技術実証、小規模なパイロット運用へと動かししていくことが、国境を越えたデータフローの価値を示す上で最良のアプローチであると考えられる。
- 具体的なユースケース分野や、相互運用性確保のための取り組みが必要な規格やデータスペースを特定し、協力を加速させていく観点から、日・EU双方の官民のステークホルダーを巻き込んだワークショップなど、対話の機会を持つ。
- 日EU・EPAを継続的に更新する。BRTは、自由な国境を越えたデータフローに関する日EU・EPAの改定議定書が2024年7月1日に発効したことを賞賛する。一方、デジタル貿易を促進するため、デジタル製品の無差別待遇を含むように継続的に更新される必要がある。また、ソフトウェアのソースコードに加えて、ソースコードで表現されたアルゴリズムの譲渡、開示、またはアクセスの要件も禁止されるべきである。
- また、今後のサイバーセキュリティ関連制度や標準分野における調和を確保するため、両政府および関連機関、専門家間の協力を深化する。事業場やIoT（Internet of Things）製品におけるサイバーセキュリティの確保が日・EU共通の課題となるなか、日本においてはIoTサイバーセキュリティ・ラベリング制度等の取り組みが、EUにおいてはサイバーセキュリティ法/サイバー・レジリエンス法に基づく制度整備や各種の規格開発が進められている。
- また、AI分野についても、日本におけるルール整備の検討やAIセーフティ・インスティテュートの設置や、EUにおけるAI法の成立及び関連する規格の整備、AI事務局の設置やAI協定の整備など、様々な取り組みが進んでいるが、国際的なAI

ガバナンスの確立や、AI の利活用に関する国際的な相互運用性を確保していくうえで日・EU間の政策協力や関連規格等の調和は必須であり、両政府および関連機関、専門家間が協力を深化する。

### **ホライズン・ヨーロッパやデジタル・ヨーロッパにおける研究開発協力の深化**

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 経済安全保障の観点からも、共通の価値や原則を有する日・EU が連携してイノベーションの創出や産業・社会への実装に取り組む。デジタル分野やクリーンテックなど先端分野におけるイノベーションを加速し、世界のフロントラインとのイノベーション格差を解消していくことは日・EU 共通の課題である。新たに設立された先端材料に関する日・EU 拡張対話は、この課題に立ち向かう上で有益な役割を果たすことができるだろう。
- 日本企業や大学・研究機関の研究者がホライズン・ヨーロッパのもとでのプロジェクトに直接参加し、EU 域内や他の準参加国のパートナーとの連携を実現できる状況となるよう、2024 年 12 月より開始されたホライズン・ヨーロッパへの日本の準加盟に関する協定交渉を妥結させる。
- また、デジタル・ヨーロッパ等の他の EU の研究開発プログラムにおいても日・EU の連携を深化する。経済安全保障上重要かつ機微な技術分野において、日・EU の研究開発連携を進めていく上では、ホライズン・ヨーロッパに基づくプロジェクトにおける連携のみならず、デジタル・ヨーロッパに基づくプロジェクトにおける日・EU の連携も極めて重要である。

### **競争力に係る、包括的かつ全面的な政策連携の実現**

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 日本と EU が、競争力に関わる政策について包括的かつ全面的な協力を実現していくため、ハイレベル経済対話やグリーン・アライアンス、デジタルパートナーシップなど既存の取り組みの更なる発展や、研究開発分野における連携深化等に加え、産業政策・競争政策・貿易政策全般におけるより広範な政策協調を実現する。
- 例えば、スタートアップ政策の協調による日本と EU 間のイノベーション・エコシステムの連携強化や、日・EU 共通の課題となる防衛産業の競争力強化に向けた協力関係の構築など、新たな取り組みを進める。
- また、ドラギ・レポートにおいて示された新たな時代における競争政策の見直しについて、EU と日本の競争政策当局間の対話を確認することで、重要な経済パートナーであり、相互投資や企業間のパートナーシップ構築も旺盛な日・EU 間において、競争政策の調和を促進する。

WP-1 / # 02\* / EJ to EJ  
エンダのための提案

次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジ

貿易摩擦の圧力が高まり、保護主義への傾倒が更に強まっていること、また今なお続く地政学的危機が広い範囲で国際秩序の混乱を引き起こす中で、EU と日本は WTO の強化及び改革を支持している。EU 及び日本は、他の WTO 加盟国とともに、全世界の経済活動を再び活発化させ、さらなる自由化を推進することができるよう、多角的貿易体制の守護者である WTO を核とする体制、及び世界貿易の秩序を維持するための公正なルールの礎としての WTO 協定の価値観を守り、人々、資本、製品及びサービスのモビリティを確保すべきである。このため、WTO 及びその加盟国は、貿易及びグローバリゼーションに対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題及び将来の課題に、より良く対応するための改革をさらに推進する必要がある。

そのため、BRT は、2024 年 3 月 2 日に閉幕したアブダビでの第 13 回 WTO 閣僚会議における閣僚決定および宣言の採択を歓迎し、2026 年にカメルーンで開催予定の第 14 回閣僚会議に期待を寄せる。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 2024 年 7 月 26 日に発表された電子商取引に関する WTO 共同声明イニシアチブには、電子送信への関税賦課の禁止が盛り込まれており、この点が WTO の法的枠組みに正式に組み込まれるよう働きかける。技術革新及びデジタル経済の根幹は電子的な送信の関税不賦課の広まりにあると指摘し、WTO による電子的送信の関税上のモラトリアムを延長し、これを恒久化することで合意する。WTO が、サービス貿易の関税引上げの原則を認める場になってはならない。
- WTO 電子商取引交渉に関する共同議長声明において、例外を最小限に抑えた国境を越えた自由なデータ流通の実現、特にコンピューティング設備の国内利用または設置を当該地域で事業を行う条件とするデータローカリゼーション要求の禁止、暗号化に関するソースコード・アルゴリズム・機密情報の開示要件の禁止、デジタル貿易を促進し、またデジタルコンテンツの公平性を保護するため、デジタルプロダクト無差別待遇に関する議論の継続を奨励する。
- 新型コロナウイルス関連の治療薬や診断薬に関する知的財産権の保護を放棄し続けることの回避を求める。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）による知的財産分野における既存の多国間ルールを維持することは、イノベーションと競争力を支える鍵である。
- WTO の主要な柱である機能的な紛争解決システムの保護の必要性を訴える。特に、WTO 上級委員会における現状の行き詰まりの解決と、上級委員会に対する効果的かつ拘束力のある解決策の確保に重点的に取り組むべきである。BRT は、両当局に対し、全ての加盟国が利用可能な完全かつ十分に機能する紛争解決システムを構築するという観点から議論を行うという第 13 回 WTO 閣僚会議でのこれまでの約

東のもと、第 14 回閣僚会議に向けた作業を加速するよう求める。また、BRT は、2023 年 3 月の多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) への日本の参加を歓迎する。BRT は、両当局に対し、完全かつ優れた機能を備え、全ての加盟国が利用可能な紛争解決システムが確立されるまでの間、MPIA のような暫定的な複数国間紛争解決枠組みが効果的に機能することを確保するよう求める。

- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。WTO 改革に関しては、特に産業向け補助金及び技術移転に関する WTO 規則の強化及び通告義務の順守改善の努力について、米国、EU、及び日本の三者間協力の活性化を支持すると共に、WTO の全加盟国がそれぞれの実際の経済力に則り貢献を行うことを確保する。BRT は、e-コマースの貿易関連面に関する規則策定も支持する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠なさらなる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金及びグリーン補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）及び競争の項目が含まれる。さらに、EU 及び日本は、公平な競争条件を形成し、ビジネスの不確実性を軽減するような輸出コンプライアンス枠組みを構築する必要がある。
- 共同声明イニシアチブの下で、特にデジタル分野及び気候・環境分野での交渉を活発化させる。開発のための投資円滑化に関する共同イニシアチブへの EU 及び日本の参加と進展は心強い。
- プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話や化石燃料補助金改革などを通じて、気候および環境分野における議論で具体的な進展を達成するよう努力する。
- 投資円滑化協定の WTO の法的枠組みへの統合を支持する。これは、最終的に全ての WTO 加盟国に利益をもたらす重要な協定である。すでに 110 以上の WTO 加盟国（その大半は途上国）が参加しており、強力な能力構築の要素を備え、より透明性が高く、効率的で持続可能な投資環境の実現に貢献している。
- サービス貿易・投資の透明性及び円滑性をさらに向上させるため、EU 及び日本の全ての関連国内法において、アブダビでの第 13 回 WTO 閣僚会議 (MC13) で 50 カ国以上に対して法的拘束力を持つこととなったサービスの国内規制に関する規律を全面的に実施する。例えば、WTO 事務局への通知システムを導入することにより、全ての署名国によるレファレンス・ペーパーの完全な実施を奨励する。他の WTO 加盟国に対し、このイニシアチブに参加するよう奨励する。これはすべての WTO 加盟国に利益をもたらす協定である。
- 同様に、2024 年 7 月 26 日に合意された電子商取引に関する協定を WTO のコアルールに組み込むための解決策を探求する。日本、オーストラリア、シンガポールの共同開催によるこの協定の最終決定は、グローバルなデジタル貿易ルールにとって重要な一歩である。この新しいグローバル・ルールの導入は、WTO の信頼性にとって極めて重要な段階となる。特にこの合意は、電子署名、電子認証、電子契約、ペーパーレス取引などの実施において、ビジネスがより多様なルールに直面することが少なくなるため、また、電子送信に対する関税の一時停止が署名国にとって恒久的なものとなるため、商業的に有意義である。

- 新型コロナウイルスパンデミックや今なお続く地政学的危機によるサプライチェーンの混乱といった世界の現状を考慮し、2015年12月の合意通り、情報技術協定（ITA）の対象品目・参加加盟国及び地域のさらなる拡大に関する議論を主導する。WTO 全加盟国間の合意形成が困難な中、多国間ベースの交渉を維持・継続する上で ITA は重要な役割を担っている。さらに、ITA の拡大により、日本国民及び EU 市民は、AI を含め、進化を遂げる IoT 技術及び DX の恩恵を受けられるようになるはずである。

BRT は以下のように考えている。

- 第 14 回 WTO 閣僚会議は、ルールに基づく多国間貿易体制の利点を再確認する上で極めて重要な会議になる。この会議は、政府及び企業経営者が近代的かつ効果的な貿易ルールを使用できる多国間の一連の成果をもたらすに違いない。同時に、次回閣僚会議は、今後も引き続き具体的な成果を上げるべく、WTO 改革に関する議論を併せて進める必要がある。
- 電子商取引に関しては、次回の閣僚会議では、より野心的で包括的、かつ商業的に意義のある成果に向けて交渉を再開すべきである。2024年7月26日に発表された共同声明を支持していないあるいは参加していない米国やその他の国や地域に対して、議論への再参加も促すべきである。
- BRT は、国境を越えた自由なデータ流通について有意義な進展を遂げ、日 EU 経済連携協定（EPA）の関連条項を改正した EU と日本が、WTO 加盟国に対して、より高いレベルのコミットメントに向けた取り組みを推進するよう提唱できると考える。WTO の主導の下で物品およびサービスの自由化交渉を行う際に、バリューチェーンの観点を取り入れることは極めて重要である。国際貿易においてグローバル・バリューチェーンがますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、これは実質的な影響を効果的に確保することにつながる。また、環境物品協定（EGA）に関連する環境物品も自由化の対象とすべきである。ただし、製品や分野を不当に差別しないことを条件とし、汚染や気候変動対策に不可欠な環境サービスにもこれらの協定を拡大することが前提となる。
- 強力な知的財産権のルールは、研究開発への投資にとって不可欠であり、保健分野や環境への移行など、現在および将来の課題に対処するイノベーションをもたらす。この点において、TRIPS の枠組みを支持することは極めて重要である。

## WP-1 / # 03\* / EJ to EJ      規制と規格の調和

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵である。両国における規制や関連する規格が調和することで、共通の価値や原則を有する両国のサプライチェーンが円滑につながり、経済的な便益のみならず強靱なサプライチェーンの構築がもたら

される。また、調和したルールに基づく望ましいビジネス環境を日本と EU が作り上げていくことが、他の二国間・多国間関係の礎ともなる。

### **総括的提言**

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EPA を土台として規制・規格の調和を引き続き目指す。EPA に基づく日・EU の規制協力委員会において、規制や規格の調和に関する課題を洗い出し、課題について両政府が具体的なアクションをとることを求める。
- EPA に基づく枠組み以外の様々な政策当局間の対話の枠組みが存在する（産業政策対話、ICT 政策対話、エネルギー政策対話等）を通じ、規制や規格に関する対話を深化する。
- また、日・EU においては、基準認証に係る日・欧州共同体相互承認協定（MRA）が締結されているが、更なる拡大や深化を進める。このことにより、双方の企業のコスト削減、市場アクセス改善、貿易促進に役立つことが期待される。BRT は、電気通信に関する現行の MRA は、認証の完全な相互承認を提供するのではなく、一方のパートナーの法律に従って、他方のパートナーの地域内で試験を実施することを認めているに過ぎないことに留意する。この制限は直ちに対処されるべきである。
- EPA に基づく規制協力や、各種の政策対話、MRA の利活用において、BRT や JBCE、EBC 等、幅広い産業界の代表者からのインプットの機会を持つ。規制及び規格の調和に関して、貿易や投資への障壁を生じさせるおそれのある政策がとられることを防ぐためには、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を把握することが重要である。
- また、これまで培ってきた JISC と CEN/CENELEC の間の協力関係の更なる発展を含め、両国・地域の標準作成主体間の情報交換や、各種委員会への相互オブザーバー参加等の取り組みを更に広げていく。規制と規格の調和を図っていく上では、日・EU の標準作成主体間の連携が極めて重要である。

### **グリーン・デジタルの新規規制分野における規制と規格の調和**

EU においては過去 5 年間の第一期フォン・デア・ライエン欧州委員長体制のもとで、グリーン、デジタル分野において数多くの新しい規則や指令が立案された。Fit for 55 に基づく各種の脱炭素政策や、バッテリー規則、エコデザイン規則等のサーキュラー政策、CSRD や CSDDD 等のコーポレートサステナビリティ政策、AI 法やデータ法、サイバー・レジリエンス法などの新しい規制への対応は EU 企業のみならず、EU で活動する日系企業に対しても大きなインパクトをもたらしている。また、日本においても、必ずしもハードローに基づかない政策を含めて、類似の分野で様々な政策や規格の立案、民間コンソーシアム等の活動が進められている。

これら新たな規制分野において政策の内容や関連する規格が日・EU間で調和することは、今後の日・EU関係の更なる発展にとって決定的な重要な要素となる。

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- これら新たな規制分野の政策および関連規格において、政策当局間および標準作成主体間の連携や調和を図る。特に、
    - カーボンフットプリント(CFP)関連規格を始め、製品の脱炭素要件に係る定義や規格
    - 工場や事業場からの炭素排出関連の定義や規格
    - 製品の耐久性や修理可能性に関連する定義や規格
    - 重要原材料のリサイクルに関する政策や関連する規格
    - プラスチックリサイクルに関連する政策や関連する規格
    - サステナビリティ開示に関する開示基準の内容（第三国向け基準含む）
    - 人権DDに関するバリューチェーン分析の在り方（開示におけるダブルマテリアリティアセスメントとの整合性含む）
    - 事業体における水平的なDDと、（バッテリー規則等）個別製品ごとのDDの整合性
    - PFAS規制の在り方
    - AI規制関連の定義や規格
    - データ関連の定義や規格
    - デジタル・プロダクト・パスポートに関連する規格
    - サイバーセキュリティ関連規格
- 等々が産業界のコンプライアンス対応に与える影響は甚大であり、これらの分野の政策や関連規格が日欧間で非整合となることは、日本と欧州双方で活動する企業にとって重大な負担増となるのみならず、両国間の経済発展や強靱なサプライチェーンの構築にも負の影響を及ぼすこととなる。

### **共通の化学物質規制の設定**

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 化学物質規制の分野においても更なる制度調和を図る。
- 特に、物質の危険有害性共通リスト及びデータの評価・共有に対する共通のアプローチ、ならびに危険有害性分類を確立する。
- また、完全な相互承認が実現不可能な場合、第一段階として、登録プロセスにおける補足文書として試験結果の一部使用を認めることを検討する。全面的な認証への第一歩として、国際試験所認定協力機構（ILAC）などを活用し、EUと日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRT は以下のように考えている。

- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。
- 規制を一方的に発表する前に、日・EU 両政府は、マルチステークホルダー・アプローチに基づき、規制を最終決定するための適切な公開協議プロセスを実施すべきである。

### **共通の自動車関連規格**

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- グローバルに相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、燃料電池車、カーボンニュートラル燃料、自動運転技術、コネクティッドカー技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項及び試験手順の確立に向けて協力し、国際標準と相互運用の枠組み作成をリードする。

### **認定・認証機関の相互性の確保**

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 国際的に認知された国際規格を活用する事で、MRAにおける認定機関間相互承認制度である国際試験所認定協力機構（ILAC）や国際認定機関フォーラム（IAF）を活用し、日・EU向けに二重の検査や認証をすることなく、双方の検査報告書や認証書の承認を行う。
- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、及び EU と日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力し、同一の試験法や基準を活用する事で、日・EU双方で、相互承認を促進する。
- 材料リサイクル／リユース及びエネルギー回収の分野、またリサイクル可能な資源の輸出入に関連する規格等を調和させる。このことはEU と日本の経済双方がサーキュラー・エコノミーになるために不可欠である。
- エネルギー効率指令、関連するラベル表示に関する規則、及び環境・炭素フットプリント・スキーム、サプライチェーンにおける情報転送のためのトレーサビリティツールの国際的調和を推進するために多国間レベルにおける協力と国際規格を活用し、MRAにおけるILACの制度によりサプライチェーンにおける共通基準での相互承認を促進する。

- 同様の指摘は、今後様々な規格開発が見込まれるデジタル分野（データ流通、サイバーセキュリティ等）においても該当する。

## WP-1 / # 04\* / EJ to EJ      BEPS 行動計画に対する提言

BRT は、国際的に公平な課税枠組み及び公平な競争の場の形成を支持する。BRT は同時に、税制はできる限り単純で透明性の高いものあるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないとする。

### *BEPS 行動計画*

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS 行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- 2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。「税源浸食と利益移転（BEPS）に関する OECD/G20 包摂的枠組み」の加盟国 138 カ国が合意した経済のデジタル化に起因する租税問題に対処するための声明に基づき、EU は、OECD/G20 の他の加盟国及び地域と調和する税制の構築に向けて協力すべきである。

## 日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 05 \* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格及び製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EU）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外で認められた承認の中には、日本の政府機関によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性を認めながらも、ある市場で認証された製品が他の市場においても自動的に承認されるように、規格及び認証手順の調和、製品認証の相互承認、また調和規格が存在しない分野においては、機能的に同等な要件に基づいて承認された製品の輸入・販売または使用の相互承認を推進するよう日本に対して強く要請する。日EU・EPAは、日本において調和プロセスを加速させる大きなきっかけとなった。これは今後も引き続き達成可能だとBRTは考える。

BRTは、特に次の分野に重点を置くよう日本政府に提言する。

### 鉄道

日本には統一的な適合性評価スキームがなく、原則として、海外のスキーム又は承認を認めていない。結果として、欧州ではすでに安全と判断された製品及びサービスについても再試験が必要となるケースが多々ある。日本は国際的な標準化の取り組みに参加しているが、日本の事業者がこれらの規格または試験方法を積極的に導入していることを明らかに示す兆候は見られない。

一方、前向きな進展も見られる。JR東日本とJR西日本は、標準や認可制度のEUとの共同開発の可能性を検討することを発表した。BRTはこの動きを非常に前向きに評価しており、他の事業者も同様のプロジェクトに取り組むことを期待している。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験及び認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだと BRT は考える。
- JR 東日本と JR 西日本の取り組みを支持し、この流れを他の事業者にも広げる。
- 日本の事業者が必要とする規格及び試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、そして超えることができるようにさらなる配慮を払う。

- 他国での導入が困難な日本独自のソリューションを製作するのではなく、より多くの既製ソリューションを普及させるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、当局もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

### 加工食品

EPAは関税を引き下げるが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRT は日本政府に対し、以下の点について EU 当局と協力するよう求める。

- 欧州の承認及び試験方式を認可する。
- 国際的に承認された食品添加物及び酵素との調和を図る。
- 放射能検査の必要性に関する規則の調和または相互承認を図る。欧州は日本製品の放射能検査は不要と決定したが、日本市場向けの一部の EU 食品が依然として要検査とされている点を指摘したい。
- 適切に説明が行われている場合には、代替として賞味期限表示形式の使用を可能とする

BRT は以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果の認可が増加すれば、日本の消費者は、より種類豊富で廉価な欧州製品の恩恵を受けられる。

### 電気製品

日本では、電気製品に電安法と呼ばれる関連法規の遵守が義務付けられている。残念なことに、この法律はかなり複雑で、完全な調和がなされておらず、行政に重い負担がかかっている。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- IEC 規格との調和を高める。
- 法律を簡素化し、個々の製品に必要な具体的認可を明確にする。例えば、スタンドアロン型かビルトイン型かによって、照明器具に関する要求事項が異なる場合がある。
- 紙文書重複の必要をなくし、デジタル証明書の使用を促進する。

- 「型式の届出」を不要とする。

BRT は以下のように考えている。

- 欧州の承認及び試験結果をより広く認めることにより、日本の消費者はより幅広い欧州製品を、より手頃な価格で入手できるようになる。

#### WP-1 / # 06\* / E to J 自主検定及びリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメント及び自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業がしかるべき責任を負うようにするためである。自主検定は日本でも用いられているが、政府または第三者の承認が依然として広く求められている。製品の例としては、基地局、食品接触材、非侵襲性医療機器、電気製品等が挙げられる。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物及び植物の保護に十分な配慮が払われるよう保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

#### WP-1 / # 07\* / E to J 風力発電

日本がCO2排出目標を達成し、2050年にネットゼロを実現するためには、風力エネルギーの開発が不可欠である。現在、近代的でコスト効率の良い風力タービンには、大規模送電網から独立のローカル・グリッドまで、あらゆる種類の既設電力網と円滑に連系する高度な技術が搭載されている。昨年発表された「第6次エネルギー基本計画」は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた日本のロードマップである。この計画は、再生可能エネルギーを主力電源と位置づけ、政府は再生可能エネルギー強化を優先すると宣言した。こうした背景のもとで、政府は2030年までに発電量に占める再生可能エネルギーの割合を36~38%にすること、及び2030年までに5.7GWの洋上風力発電所を設置することを目標に掲げている。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 洋上風力発電所認証手続きの抜本的な改革を実施する。現行制度は、長期間を要する予測不可能なプロセスを引き起こす。これが早期の決算処理及びその後のCODのボトルネックになっている。
  - 認証取得までの期間：認証手続きは1~1.5年で完了すべきである。欧州ではこれが一般的となっている。現在日本では3~4年かかる。

- 言語:すべてのコミュニケーションにおいて英語の使用が認められるべきである。
  - 書類ベースの審査手続き
  - 国際認証及び国際規格の使用の拡大
- 日本は、ラウンド2及び3のプロジェクトの全部または大部分が2028年から洋上建設活動を開始し、2030年までに風力発電所を稼働させられるように、すでに選定された積出港（秋田、能代、鹿島、北九州）の拡張・整備、及び追加的な積出港の開発（またはそのいずれか）を行い、望ましくは2027年までに準備を整えるべきである。
  - 洋上風力発電関連プロジェクトにおいて、外国船籍船及び当該船舶での外国人船員の使用を可能にする。

#### WP-1 / # 08\* / E to J      自動車

軽自動車及びその他の自動車は、租税、保険及び駐車規則の面で相変わらず異なる取り扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1:2に縮小することを提案したが、現時点で軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1:3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の乗用車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

#### WP-1 / # 09\* / E to J      運送・物流

BRTは、WP-1 / # 03 / EJ to EJに加え、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これらの事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度を改定することを日本に対して提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当の意味で魅力を感じられるように事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を率先して推進する。

- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみであり、このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。
- 輸入申告時に 100 項目以上の記載ができるようにする。

BRT は以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPA が提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

WP-1 / # 10 E to J

### 株式報酬

日本は有価証券届出及び目論見書の作成・交付要件の免除が厳しく制限されるため、EU 企業を含む外資系企業が日本に居住する取締役及び従業員を対象に株式報酬制度を導入する際の主な障害となっている。有価証券届出要件は、日本における法定開示要件にもつながる。これは、日本で活動する EU 企業にとって費用負担が大きく、手間もかかる。

株式報酬に関する現行の有価証券届出免除措置の一つは、EU 企業が 100%出資する子会社又は孫会社のみにも適用され、他のグループ会社は免除対象にならない。この問題は、適用範囲を拡大するための改正が最近検討されているが、外国企業に関しては、この適用除外が日本の証券取引所に上場している企業にのみ認められると解釈されている点が依然として問題となっている。その他の有価証券届出免除は、制度の対象となる取締役及び従業員の総数が 50 人未満の企業にのみ適用される。

EU 企業がより効果的に日本の取締役及び従業員を惹きつけ、引き留め、意欲を高められるように、上記の免除措置を再検討すべきである。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 株式報酬に関する有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の免除を再検討し、日本における EU 企業の取締役及び従業員の株式報酬について、有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の免除を受けられるケースを増やす。

BRT は以下のように考えている。

- これらはあらゆる業種の企業に影響を及ぼすが、現行規則はハイテクエキスパートの採用を困難にするため、デジタル化への取組に影響を及ぼす。

### 工業化学物質に関する提言

ワーキング・パーティ 1：貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制  
日・EU BRT 2025 年 提言報告書

WP-1 / # 11 E to J

発行された規制の英訳の提供を義務化

現在、日本当局が発行する規制についての翻訳が不足している。この問題は、日本国内の欧州企業に限らず、欧州企業から迅速な支援を受けられない可能性がある国内企業にとっても課題となっている。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 経済産業省 (METI) および厚生労働省 (MHLW) が発表するすべての規制について、日本語での発表と同時に、または発表直後に英訳を提供する。

BRT は以下のように考えている。

- 日本の規制当局は、発行された規制の英訳を提供し、国際的な慣行に倣うことで、日本の世界市場における存在感を高めるべきである。

WP-1 / # 12 / E to J 化学物質に関する規制には CAS 番号を明記すべきである。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 国際的な標準慣行に倣い、化学物質の名称に加えて、CAS (Chemical Abstract Services) 番号の規制への明記を求める。

BRT は以下のように考えている。

- 経済産業省 (METI) および厚生労働省 (MHLW) の規制で、化学物質の名称に加えて CAS 番号を参照し、解釈の相違や規制遵守のばらつきを回避することができる。さらに、関係企業内での迅速かつ正確な内部調整が可能となる。

WP-1 / # 13 / E to J 化学製品ラベル表示における名称要件の日本の法律で定められる名称との統一

BRT は EU 当局に対し、以下の点を求める。

- 毒物及び劇物取締法 (PDSCL) のラベル表示要件を改訂し、含有物質の具体的な名称を記載する代わりに、日本の法律で定められた名称に基づいて化学物質を表示するようにする。

BRT は以下のように考えている。

- ラベル表示要件に関する規制（PDSCL、労働安全衛生法（ISHL）、および化学物質排出移動量届出（PRTR）制度）を統一し、「日本の法律で規定されている化学物質」をラベルに記載することで、使用者が取り扱う物質の毒性や規制における重要性を迅速に把握できるようになる。
- 日本の規制で定められる名称と製品ラベル表示要件との不一致は、関連する規制を明確に理解しないまま物質が使用されるリスクを生じさせる。このような事態は避けるべきである。

#### WP-1 / # 14 / E to J 人材

日本は深刻な労働力不足に陥っている。これはブルーカラー労働者、ホワイトカラー労働者のどちらにも言えることである。残念ながら、人口動態に問題があるため、短期的にも長期的にもこうした状況が改善される兆しはほとんど見られない。そこでBRTは、いくつかの弱点を解消しうる規制改定を提案したいと考える。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 日雇い派遣禁止を廃止する。現在は500万円という年収要件があるため、日雇い労働者を派遣できない。
- 性的マイノリティの人権を保護する法律を導入する。これにより、日本は海外の人材にとってより魅力的な労働市場になるだろう。
- パートタイム労働者からフルタイム労働者への移行を奨励するため、税、健康保険、年金納付に関する規則及び基準を改定する。
- 「派遣会社の事業所別マージン率に関する情報開示」の要件を撤廃する。これは、人材派遣会社に自社派遣労働者への投資意欲を失わせるおそれがある。人的資本への投資が増大すれば、書類上、マージンが上昇する可能性があるためである。

BRT は以下のように考えている。

- 日本は、労働力不足に取り組むために、あらゆる可能な改革を模索すべきである。労働力不足は、国内企業と外資系企業の双方にとって、日本国内での成功の持続を妨げる最大の障害の一つである。
- 障がい者派遣労働者の雇用を積極的に受け入れるようクライアント企業を促進するとともに、障がい者に多様な就労の選択肢を提供する。

## EUに対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 15 / J to E 規制の“3つの調和”と多様なステークホルダーからのイン  
プット

### 規制の3つの調和（規制間の調和、加盟国間の調和、EU域内外の調和）

BRTはEU当局に対し、以下の点を求める。

- 価値観と原則を共有する同志国である日本からの投資の更なる活性化及びサプライチェーンの連携深化を実現していくため、3つの観点からの規制の調和を進める。
  1. 規制間の調和：異なる規制間で共通する政策目的や概念を有する場合、規制のコンプライアンスのための具体的な要件や用語の定義等の調和を徹底する。（例. CSDDDに基づくDDとバッテリー規則に基づくDD義務の内容の調和、CSRDに基づくバリューチェーン分析とCSDDDに基づくChain of Activities分析の調和、製品や事業に関するCO2報告の調和（製品単位のCFP規制（バッテリー規則、ESPR等）、CBAMにおける報告、CSRDに基づく報告等）等）
  2. 加盟国間の調和：企業のコンプライアンスコストを引き下げ、事業の予見可能性を高めるために、規制の加盟国間の調和を更に進める。共通の規則や規格を志向するとともに、指令についても調和した国内実施法の実装を強く促していく。
  3. EU域内外の調和：また、同志国間での国境を越えたサプライチェーンの結びつきを強化し、企業のコンプライアンスコストを合理的なものにしていくため、EU域内外の規制や規格を調和させていく。特に第三国企業への規制の適用（CSRDやCBAM等）に際しては、日本のような同志国との基準や規格、規制面での調和を強く追求していく。ここでいう「調和」とは、EUと日本が協力し、規制や基準を相互に調整しながら、双方の政府・産業界にとって合理的で実効性のある仕組みの構築を目指すことを意味する。

BRTは以下のように考えている。

- EUにおいては過去5年間の第一期フォン・デア・ライエン欧州委員長体制のもとで、グリーン、デジタル分野において数多くの新しい規則や指令が立案された。Fit for 55に基づく各種の脱炭素政策や、バッテリー規則、エコデザイン規則等のサーキュラー政策、CSRDやCSDDD等のコーポレートサステナビリティ政策、AI法やデータ法、サイバーレジリエンス法などの新しい規制への対応はEUで活動する日系企業に対して大きなインパクトをもたらしている。
- 今後、各法令や、これに基づく下位法令・規格等が、規制間、加盟国間、第三国規制との間で調和することなく、細分化（fragmentation）していくと、企業

のコンプライアンスコストや不確実性が増し、円滑な投資やサプライチェーンの連携深化の支障となることが懸念される。上記3つの観点からの規制の調和を追求していくことが重要である。

### **解釈の明確化及び段階的な規制実装**

BRT は EU 当局に対し、以下の点を求める。

- 法令の解釈を明確化し、効果的かつ効率的な規制環境を実現するため、施行まで十分な時間を確保した上でガイドラインやFAQ等を公表する。ガイドライン等の整備が遅れた場合には規制の施行を遅らせることも検討するべきである。
- 複雑な規制の適用に際しては、規制を適用しながら細則を調整していくアプローチを更に拡大して採用する。CBAMにおいて、証書購入義務を適用しない報告義務を、移行期間として導入したアプローチは極めて有効である。こういったアプローチを他法令に拡大し、新しいルールを適用する場合に罰則等を適用しない移行期間を設ける。

BRT は以下のように考えている。

- 企業の不要なコンプライアンスコストは多くの場合、法令の解釈が不明確であったり、法令違反を恐れるあまり過剰な遵守（over-compliance）が行われる場合に発生する。予見可能性が高い、効果的かつ効率的な規制環境を実現するためには、ガイドラインやFAQ等の充実を通じた法令解釈の明確化が必須となる。また、規制遵守のためには設計変更やサプライチェーンの組み換えなど多くの工数・期間を要することを踏まえれば、十分な周知期間が確保されることは必須となる。
- 特に、サプライチェーン全体に影響が及ぶ、新規性の高い規制を導入する際には、当初の想定では見込まれなかった執行上の課題が出てくることは当然である。そのような場合でも法令上罰則等が適用される前提となっていれば、法令遵守意識の高い企業ほど、過剰な遵守のために膨大なコストを支払うことになってしまう。こうした状況を避けるため、CBAMの際に導入したような、罰則等が適用されない移行期間を設けるアプローチは更に拡充されるべきである。

### **すべてのステークホルダーからのインプット機会の確保**

BRT は EU 当局に対し、以下の点を求める。

- 上記の3つの調和の観点及び解釈の明確化の実現を含め、効果的かつ効率的な規制環境を実現していくため、Call for EvidenceやImpact Assessmentなど、規制の準備段階における情報収集において、サプライチェーンの川上から川下まで、すべてのステークホルダーからのインプットを確保する。特に、規制の検

討時に、パブリックコンサルテーション等の公式なプロセス以外に、ステークホルダーとの面談等によるインプット機会を設ける際には、EU経済・社会に貢献する第三国企業の意見も十分に聴取する機会を設定する。

- 更に、法案の提案後、三者協議（トリローク）において規則・指令の内容に大幅な変更が加えられた場合には、法案の成立までの間に改めて修正箇所に関するImpact Assessment等を実施する。このことにより修正案の実施可能性やインパクトを確認し、得られた知見を修正案の採決や委任法・実施法等の検討において考慮することが可能となる。
- また、今後、EUにおいて規制の執行と簡素化を追求していく際には、日本及び日系企業からのインプットを十分に踏まえた検討を行う。

## WP-1 / # 16 / J to E 経済安全保障基準に関する日本や同志国との連携

BRTはEU当局に対し、以下の点を求める。

- EUの経済安全保障政策に置いて、今後開発することとなっている経済安全保障基準、特に製品の非価格要素に関する基準について、日本と緊密に連携をする。
- 当該基準の開発に際しては、同志国である日本の産業界からの意見も十分に取り込み、日欧間のサプライチェーン連携深化に資する内容となることを担保する。

BRTは以下のように考えている。

- 重要な製品や原材料について、特定国や地域への過度な依存を引き下げ、経済安全保障を確保することは日・EU共通の課題である。現在日・EU、あるいはG7における議論において、公共調達や需要サイドへの政策において価格以外の要素（強靭性、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性等）を重視した政策について議論がなされているが、日・EU間の経済安全保障政策やサプライチェーンの連携深化を進める上では、当該基準が日・EU間で調和することが必須である。この点において、日・EU政府間の緊密な連携及び産業界からのインプットの機会を強く求めるものである。

## WP-1 / # 17 / J to E 通商政策

### **同志国同士の貿易関係の強化**

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 産業競争力と経済安全保障を強化するため、日EU・EPAやその他の枠組みの下で

進展した協力の深化を含め、EU日本両国の協力関係をより高いレベルに引き上げる。

BRTは以下のように考えている。

- 地政学的リスクが高まる中、日本及びEUは、経済安全保障を確保するために、特定の国や地域へのサプライチェーン依存のリスクを低減すべきである。同時に、WTOを中核とする法の支配に基づく通商体制を維持・強化することは、両国の経済発展の礎となる。
- 相互の利益のために二国間の貿易を促進し、また貿易にまつわる協力を強化することは、同志国同士の活発な貿易が経済成長にとって不可欠であり、分断や保護主義が解決策ではないことを世界に示すために、決定的に重要である。
- また、自由貿易体制の中で多様な輸出入相手国を確保していくことの重要性に鑑み、日本とEUはWTO上の協定（情報技術協定（ITA）等）の加盟国・地域及び対象品目の拡大のための努力も続けるべきである。

### **バリューチェーン全体に影響を与える通商政策**

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 政策決定プロセスにおいて、規制が直接適用される事業者だけでなく、上流・下流に位置し、間接的に規制の影響を受ける事業者への影響も考慮する。
- サプライチェーン上の中小企業が負う、EU規制の遵守が義務づけられた事業者からの要請に対応するためのコンプライアンス負担を軽減する措置をとる。

BRTは以下のように考えている。

- 脱炭素、人権・環境保護、循環型経済の実現を目的としたEUの規制（CBAM、EU電池規則、EU森林破壊フリー製品規則、GSDDD、強制労働製品禁止規則など）は、バリューチェーンの始点から終点まで幅広く射程に収めている。これらの規制の適用を受ける事業者は、同じバリューチェーン上の他の事業者と協力し、必要な情報（カーボンフットプリント、人権保護状況、原料供給地の地理的位置情報など）を収集する必要がある。そのため、直接の適用対象事業者だけでなく、同じバリューチェーン上の他の事業者にもEU規制への対応コストが必然的に発生する。
- サプライチェーン上の事業者（中小企業を含む）のいずれかにとってコンプライアンスコストが耐え難いものであれば、EU市場への供給を継続することができなくなり、EUと日本双方の貿易から得られる利益が損なわれることになる。
- このため、規制がもたらすメリットと、同じバリューチェーン上の各事業者に発生するコンプライアンスコストを考慮した比例性を確保し、特に中小企業の事務負担を軽減することが極めて重要である。

## 外国補助金規則

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 外国政府による資金的貢献によって生じるコンプライアンスコストとリスクのバランスが保たれるよう、外国補助金規則（FSR）を適切な方法で実施する。
- FSRを改訂し、FSRの適用範囲を目的に適合したものにするため、閾値（適用範囲に含まれる企業結合の売上高の閾値、適用範囲に含まれる公共調達額の閾値、事業者が報告する必要がある資金拠出の閾値など）を引き上げる。
- 審査に不要な情報の範囲を明確化し、報告期間の設定に柔軟性を持たせる（例えば、契約日から過去3年分の直近の情報を必要とするのではなく、起算点を会計年度や四半期の最終日とする報告を認め、情報収集を容易にするなど）。

BRTは以下のように考えている。

- FSRがEU市場において公平な競争条件を確保するための効果的な手段となりうるのは、FSRが、資金面での貢献が生み出すリスクに見合った形で法制化され、実施される場合のみである。
- 現在のFSRの閾値は適切なレベルより低く、範囲も必要以上に広いため、EU域外の事業者の企業結合や公共調達への参加が妨げられる懸念がある。

## WP-1 / # 18 / J to E 気候中立の実現

### CBAM

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 日本や他国の炭素税と可能な限り調和させ、事業者に異なる炭素税制度への調整を強いることで発生する不必要なコストを回避する。
- 日本を含む第三国との対話を通じて、適切なデフォルト値を設定する。
- デフォルト値に含まれるマークアップが過大でないことを確認する。
- 脱炭素目標への寄与と、川上のサプライチェーン全体を追跡する管理負担とを、慎重に比較衡量する。特に、化学製品のような製品は、国境を越えたサプライチェーンが長くなる傾向があり、CBAMへの準拠が難しい可能性があることを考慮する。
- 川下製品への対象を拡大する場合、コンプライアンスの実現可能性と社会経済・バリューチェーンへの影響を評価するため、影響評価を実施する。
- 企業機密情報の提出が必要な場合は、情報漏洩の恐れなく当局に提供できるようにする。

- 計算方法は、脱炭素化の取り組みを評価するために適切に決定されるべきである（例：合計値に基づく報告、より小さなタイムフレームの設定など）。
- 特に中小企業にとって事務的負担を軽減するために閾値（デミニマス）を設定する。
- CBAMの比例性を評価するため、定期的に見直しを行う。

### ***Fガス規則（フルオロ化温室効果ガスに関する規則）***

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- この規則の詳細や最終交渉段階で盛り込まれたFガス禁止のインパクトを含め、技術的実現性および安全性に関する産業界との協議を通じた徹底的なインパクト評価を2030年以前の早期に実施する。
- REACH規則に基づくPFAS物質に関する別の立法プロセスが進行中であり、一部のHFOに使用制限が課される可能性がある一方で、特定の用途に対する適用除外が認められる可能性があることから、将来的にPFAS規則の対象外となる可能性のある低GWP冷媒（HFOなど）の使用を可能にすることを検討する。

BRTは以下のように考えている。

- 冷媒の流れ、室内外の設置制約、大型シングルスプリットおよびマルチスプリットにおける規格で設定されたチャージ制限などの制約により、可燃性の非フロン系代替品の使用はすべてのケース、システム、容量、設置条件に適した実行可能な解決策とはならないことに留意が必要である。特に、スプリット型空調機において、可燃性の自然冷媒の使用に関する安全リスク評価には、公平で明確な基準およびプロセスが求められる。
- さらに、この規則は温室効果ガスの排出削減を目的としているが、低GWPのHFO冷媒を含むすべてのFガスを一律に禁止することは、必ずしもこの目的に資するとは限らない。

WP-1 / # 19 / J to E 循環型経済

### ***バッテリー規則***

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 電気自動車バッテリーのカーボンフットプリント計算および検証に関して、下記の通り対応する。
  - ハイブリッド電気自動車（HEV）の使用パターンを反映した充電サイクル数を設定し、規制が技術的に正当化され、現実的な運用条件を考慮する。

- バッテリーの輸送に関するCO2排出量の計算範囲を、車両工場での組立までに限定し、EU外で製造された製品が不当に不利にならないようにする。
- バッテリー供給者の機密情報を保護しつつ、情報提供プロセスを効率化し、データの重複提出を防ぐ仕組みを組み込む
- グリーン電力証明書の価値を認め、これに基づくCFP値の使用を許可することで、持続可能なエネルギー投資を推進する制度設計を採用する。
- 電池のデューデリジェンスガイドラインおよび実施に関し、以下の通り対応する。
  - 経済事業者がサプライチェーン上流で信頼できるデータを得られない場合の対処法について、具体的な指針を提供する。特に、直接的な契約関係がない場合や影響力が及ばない状況での手法を明確化する。
  - 経済事業者が透明性を保ちながら適切な努力義務を果たすための基準を示し、制裁への恐れを軽減するガイドラインを提供する。
  - CSDDDの指針および国際ガイドラインとの調和を図るため、実施までの移行期間を適切に設定する。

BRTは以下のように考えている。

- 電気自動車バッテリーのカーボンフットプリント計算および検証に関しては、持続可能性の向上と環境目標の達成において重要な役割を果たす。しかし、これを効果的に実施するためには、以下の点を考慮する必要がある。
  - HEVの使用パターンを反映しない充電サイクル数設定は、不正確な評価を引き起こし、製造業者に不公平な負担を強いる可能性がある。現実的な充電サイクル数の設定は、公平性と正確性を確保する。
  - 輸送CO2を車両工場での組立までに限定することは、EU外で製造された製品が不当に不利になることを防ぎ、公平性と国際競争力の向上につながる。また、計算手法が明確化され、透明性が高まると考える。
  - データ提供プロセスを効率化しつつ、機密情報を保護することで、供給者と製造業者間の信頼関係を強化し、規制遵守の効率化が図られる。
  - グリーン電力証明書が認められない場合、持続可能なエネルギー投資が減速する恐れがある。証明書を認めることで、企業の環境への取り組みを支援し、国際的なエネルギー転換を加速できると考える。
- 電池のデューデリジェンスガイドラインと実施は、持続可能なサプライチェーンを構築する重要だが、以下の点を考慮することが必要。
  - 経済事業者が信頼性のある上流データを得られない場合、適切なデューデリジェンスの履行が困難になる。特に、サプライヤーとの直接契約がない場合、代替手段を明確化することで事業者の混乱を防ぐべき。
  - サプライチェーン全体の透明性を確保する一方で、事業者間の競争法や機密情報保護を損なわない方法を示すことは、現実的かつ公平な規制運用の基盤となる。
  - 経済事業者が電池規則に基づくデューデリジェンスを適切に実施するために

は、十分な準備時間が必要。国際的な基準との整合性を図るとともに、フレームワークが完全に整備されるまでの猶予期間を設定することで、スムーズな移行が可能となる。

### **ELV 規則**

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 再生プラスチックには、ポストコンシューマーリサイクルプラスチックの供給不足を補うため、ポストインダストリアル廃棄物を含む柔軟なターゲット設定を行う。
- 「持続可能な材料」の定義にケミカルリサイクルを含む広範な材料を取り入れる。
- プラスチックのリサイクル含有量において、具体的なポリマーの種類を明確にし、リサイクル可能なプラスチックに限定する。また、バイオベースプラスチックの含有率をターゲット計算に含める。
- 「取り外し可能性」要件を認証条件とするのではなく、安全性や車両性能を損なわない範囲で実施されるよう、メーカーごとの柔軟性を認める。
- リサイクル含有率の算定や検証のための方法論と基準をEU域外国と調和させ、すべての経済主体が公平に競争できる環境を整備する。

BRTは以下のように考えている。

- ポストコンシューマーリサイクルプラスチックの供給が不十分な現状では、ポストインダストリアル廃棄物を含め、ケミカルリサイクル品の活用など柔軟なアプローチが必要。また、目標達成には十分な移行期間と経済的支援が必要と考える。
- 車両設計の安全性や多様性を考慮せず、一律の取り外し可能性要件を設けることは不適切。メーカー間での技術的柔軟性を確保することが重要。
- リサイクル材料の含有率を計算・認証する手法をEU域外とも調和させることで、輸入リサイクル材の公平性を確保できる。これにより、サプライチェーン全体の透明性が向上する。

### **エコデザイン規則 (ESPR)**

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 製品グループごとの特定要件を二次法令により導入するプロセスを透明化する。すべての利害関係者が議論に参加できる機会を確保する。製品グループごとの影響評価が事前に実施され、要件と実施コストのバランスを保つため、段

階的アプローチを採用する。

- 製品グループごとの耐久性、リサイクル可能性、リサイクル材の使用などの要件は、製品特性を考慮し、各製品グループで評価し導入する。
- 修理可能性においては、消費者が扱うべき部品と専門修理業者が対応すべき部品を明確に区分し、安全性に配慮する。
- 中間製品のリサイクルシステムや適切な回収・分解体制の構築を優先することを提案する。
- 化学物質に関する規制は既存法令（REACHやRoHS等）で対処すべきであり、重複規制を避ける。
- 規制の導入に際し、経済事業者が適切に準備できるよう、実用的なガイダンス文書やFAQを提供することを求める。また、国際標準化との整合性を図ることで、国際的な製品流通を円滑に進める環境を整備する。

BRTは以下のように考えている。

- 製品グループごとのアプローチは、各製品の特性を考慮した適切かつ実現可能な要件の策定を可能にし、規制導入の混乱を最小限に抑えるために必要である。特に、既存法令と矛盾する要件は業界に混乱を招き、企業の競争力を損なう恐れがある。統一的な規則を導入することで、事業者の規制負担を軽減し、持続可能性向上を目指した合理的な規制環境を実現すると考える。
- 水平的アプローチでは、製品の特性や用途に基づく柔軟性が失われ、イノベーションを妨げる可能性がある。例えば、
  - 耐久性要件は、安全性や製品寿命への影響を考慮し、慎重に策定する必要がある。
  - また、リサイクル可能性については、製品構造や材料の複雑性を考慮した具体的な目標を設定するべき。
  - さらに、リサイクル材の利用促進は、調達安定性を確保しながら環境負荷削減を達成する重要な要素であり、製品ごとに最適化することが望ましい。
- 修理に関する安全性を考慮することは、消費者保護に直結する。特に、専門的な知識を要する修理や高リスクの部品に関しては、適切なアクセス制限を設けるべき。また、既存の指令との整合性を保つことが、規制の一貫性と効果を高めると考える。
- 多様な中間製品の特性や用途を考慮すると、一律の基準では効果的な規制が困難。また、リサイクル方法が製品特性に応じて異なるため、具体的な製品グループごとの基準が必要。中間製品の適切なリサイクルを実現するには、インフラや制度の整備が不可欠であり、このアプローチが資源循環の促進に寄与すると考える。
- 明確なガイダンスとFAQの提供は、規制の理解を深め、関係者間の誤解を防ぐうえで重要。また、国際標準との整合性を図ることで、規制が国際貿易の障害とならないようにする。

## デジタル・プロダクト・パスポート (DPP)

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- DPPサービスプロバイダーへの認証スキームの導入においては、DPPに対応する事業者は対象外とすることを明確にするるとともに、DPPサービスプロバイダーの基本的役割を明確に定義する。
- DPPの実施においては、最小限の要件を設定し、必須データと任意データを区別する。特に、広範なサプライチェーンにわたるデータ収集は任意とし、登録費用の合理化や手続きの効率化をする。
- 機密情報の取り扱い方法の明確化、製品性能データ保護の強化、共通のセキュリティ基準とアクセスプロトコルの整備など、DPPのガバナンスフレームワークを確立し、指針を提示する。
- DPPと既存システムとの互換性を確保し、非EU地域のDPPサービスプロバイダーも利用可能とする。また、サービス停止時のデータ移行継続性を保証する仕組みを確保する。
- DPPの実施には、少なくとも24か月の移行期間を確保する。特に、データキャリアの更新やラベリングに関するプロセスの余裕を設ける。

BRTは以下のように考えている。

- DPPサービスプロバイダーは事業者の代わりにデータの保存や処理を行う責任を負うため、法令および基準を満たすことを保証する認証が必要。これにより、データセキュリティ、信頼性、データの整合性が確保される。また、統一された認証スキームの導入により、事業者やサービスプロバイダーの負担を軽減し、EU域内での一貫性と公平性が担保されると考える。
- 明確な役割定義と統一基準により、コンプライアンスが簡素化され、また、他地域のDPP基準との整合性が確保されることで、サプライチェーン全体での効果的なデータ収集が可能となり、消費者の混乱を防げる。
- 過度な要件は、データの整合性確保を遅らせる可能性があり、過剰な負担は経済事業者の事業運営を圧迫する。また、簡素で費用対効果の高いデータ交換プロセスが、産業全体の適応を支援する。
- DPPのデータは製品性能データと密接に関連しており、慎重な取り扱いが必要。明確なセキュリティ指針は、事業者間の信頼を築く基盤となり、DPPの安全性と信頼性を高める。
- 既存システムとの互換性を確保することで、事業者の移行負担を軽減できる。非EU地域の製品に対する適用性を保証することで、国際的な競争力も維持される。さらに、データ移行の継続性を確保することで、システム障害時のリスクを軽減できる。
- 製品ラベリングの更新には、設計変更や製造ラインの調整、材料調達など、時間を要する複雑なプロセスが含まれるため、タイムラインについて十分に配慮

することが必要である。

### **廃棄物の輸送及び管理政策**

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 貴重な資源とリサイクル能力を最大限に活用できるよう、二次原材料（eスクラップ/e廃棄物など）の管理について日本とさらに協力する。

BRTは以下のように考えている。

- EU内のリサイクル能力を高めるだけでなく、日本などの貿易相手国のリサイクル能力を活用することが不可欠である。試算によると、2022年には欧州で1,300万トンの電子廃棄物が発生すると予想されており、欧州は人口1人当たり世界最大の電子廃棄物排出地域となっている。
- EU域内の循環型経済を実現するために、このような貴重な資源のEU域内および域外への円滑な輸送を実現し、リサイクルを実施することが不可欠である。
- EU域内外の企業が手を携え、EUにおける循環型経済の実現に向けて協力し合えるよう、二次原料として不可欠な投入物（eスクラップやe-wasteなど）が、環境への影響を最小限に抑えるよう配慮された上で、国境を越えてシームレスに流通するようなビジネス環境が構築されることを期待している。

WP-1 / # 20 / J to E

化学品規制

### **GSS（持続可能性のための化学物質戦略）**

BRTはEU当局に対し、以下の点を求める。

- REACH改正は、新しく予定されている化学戦略パッケージに基づくREACHの簡素化、化学物質の適切なリスク（ハザード×曝露）評価に基づいて進める。
- 特に、複数のセクターで使用される各化学物質の健康／環境への影響を評価する際には、正確な曝露状況及び各セクターの使用量に応じたリスク評価を行い、各セクターを統括する法律で規制を課す。

BRTは以下のように考えている。

- 化学物質は、ありとあらゆる製品・技術に不可欠なものであり、ハザード重視で制限・禁止を行った場合、代替物質がない多くの関連製品・技術が消失し、社会に重大な悪影響をもたらすおそれがある。
- また、EUで持続可能な投資促進のために施行されたEUタクソノミーにおいても、

「汚染防止と管理」が環境目標に設定され、ハザードを重視した「懸念物質リスト」が作成されて、汚染を減らすために安全な代替物質に置き換えていくとされている。これらの物質の製造は著しく抑制されることになり、持続化社会の実現に必要不可欠で、適切なリスク管理によって汚染を回避できる化学物質が、科学的な議論を経ずに市場から排除されることを懸念する。

### ***REACH (グルーピング・アプローチ)***

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- PFAS、マイクロプラスチック等、多くの物質の製造、上市及び/又は使用を一律に禁止する手法として検討及び/又は提案されている「グルーピング・アプローチ」を修正し、個々の物質について、科学的知見に基づくリスクアセスメントを行った上で規制を適用する。

BRT は以下のように考えている。

- 類似する物質をグルーピングして規制を課す試みは、評価の迅速化には有効かもしれないが、個々の物質の特性（作用機序、代謝経路、化学反応生成物、物理化学的特性など）及びリスクを考慮せず、化学構造のみでグルーピングして包括的に規制することは科学的合理性を欠き、適切なリスク管理によって安全に使用できる有用な物質を失うことにつながる。グルーピングして規制することは、構造の類似性だけに基づいて、より安全な化学物質を代替候補から除外する可能性がある。

### ***REACH (ポリマー登録)***

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH規則の見直しにおいて検討されているポリマー登録制度について、他国の制度と同様に、人の健康や環境への懸念の高いポリマーのみを登録し、低懸念ポリマーは登録免除とする。
- 新しいポリマー登録制度を導入する場合、二重登録を防ぐために輸入ポリマーに関する現行の構成モノマー登録制度を廃止する。

BRT は以下のように考えている。

- EU は国際的調和（整合化）にあたって、低懸念ポリマー（PLC）の概念を導入し、登録要件の適用を除外する PLC の特定に関して科学的に妥当で明確な基準を策定すべきである。
- EU 域外からポリマーを輸入する際に事業者には義務づけられている構成モノマーの登録制度は、EU 域内からポリマーを調達する場合には不要であり、不公平な制度

である。特に、EU 域外の調剤メーカーは、自らポリマーを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマー情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

### **REACH (ジェネリックリスクマネジメントアプローチ)**

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- Generic Risk Management Approach (GRA) の専門家への適用拡大においては、作業環境の適切なリスク評価、設計段階からの安全への配慮、個人保護具やトレーニング等の対策による安全確保を条件に、専門家によるこれら化学物質の使用を認める。
- Regulatory Management Option Analysis (RMOA) に関して、加盟国が一定の水準を保った評価を実施できるような枠組みを構築する。これにより、評価プロセスにおいて詳細な排出量や曝露の推定値を取得し、適切なシナリオパラメータと使用情報を収集から科学的な一貫性と信頼性を確保し、規制が適切に行われる。

BRT は以下のように考えている。

- GRA が消費者用途で効果的である場合の多いことは認めるが、適切な評価なしに専門家用途まで拡大する提案は、教育を受けた専門家による用途を不必要に制限し、社会にとって有用な物質の利用を失うことになりかねないとする。
- 科学に基づいた持続可能な評価手法を推進し、各国が公平かつ正確なリスク評価を行えるような基盤を整えることが重要。持続可能な形で実効性を持ち、国際的な協調を一層強化することが期待される。

### **REACH (動物実験を含むハザード情報の増加)**

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH 登録における 1-10t/年および 10-100t/年のトン数帯の統合における、動物実験を含むハザード情報の増加を見直し、負担軽減を最大限考慮する。

BRT は以下のように考えている。

- ハザード情報を増やすことが、必ずしも環境や健康の保護につながらないことに加え、低トン数領域のビジネスへの影響が大きいと考える。

### **REACH (データ共有)**

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 国際的なデータ共有を目的とする規則または指針の策定を通じて、EU域外の他の化学物質規則の申請者とのデータ共有をREACH登録者に働きかける。

BRT は以下のように考えている。

- REACH登録によってEUに多くの非常に信頼できる化学物質データが集約された。そのためEU当局にはデータ共有に向けた国際的な取り組みに関してイニシアチブを取ることを期待する。
- データ共有の交渉相手が明確ではなく、適切な費用分担のルールも存在しないことの結果として、英国の REACH、トルコ KKDİK 規制（トルコ REACH）、及び台湾毒性及び懸念化学物質管理法に基づく登録において混乱が生じている。

### **CLP 規則**

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- CLP 規則の新たな危険有害性クラスと国連 GHS の新たな危険有害性クラスの整合性が確認されるまでは、サプライチェーンの混乱を避けるため、規制適用につながる EU の公式な分類である調和分類 (Harmonized Classification) は慎重に検討する。

BRT は以下のように考えている。

- 新たな危険有害性クラス (ED、PMT/vPvM 等) は、国連 GHS への導入以前に、CLP 規則で独自に導入された。今後は、EU の提案に基づき、国連 GHS にこれらの危険有害性クラスを導入するか否か、また、その分類基準についても国連 GHS で議論されている。国際的な議論の結論を待つべきである。

### **PFAS 規制**

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- ハザード評価のみに基づく禁止を避け、物質ごとのリスクベースアプローチを採用する。
- 代替物質は元の製品の仕様（同等以上の性能、同等以上の安全性）を満たす必要があり、化学物質としての代替の存在だけでなく最終製品ベースで耐用年数含め代替が可能かどうか社会経済影響評価で確認する。
- PFASが提供する複数の必要な機能を代替する手段は限られているため、専門的

用途における除外措置を確保する。

- フルオロポリマーの安全性プロファイルを考慮し、これらの物質に対するさらなる例外措置を検討する。
- 「Repair as Produced」原則を導入し、安全性の担保と供給安定ならびに再設計や廃棄物増加を防ぐために、修理部品に対する全面的な免除措置をとる。
- 現在提案されている18カ月の移行期間では不十分であるため、48～60カ月の移行期間を設ける。
- 適用除外期間終了後も延長申請が可能な見直し条項を導入する。
- 幅広いPFASに対応する信頼性の高い分析手法を確立し、規制の適切な施行を可能にする。
- 欧州化学品庁および欧州委員会に対し、明確に定義されたプロセスを通じて利害関係者との議論の場を設ける。
- 現在欧州化学品庁で一部検討が進んでいる製造および使用継続を前提とした新たな制限オプションについては、利害関係者との議論の場を設ける。
- 環境への排出削減等のPFASの共通の課題に取り組む上で日EUが協力して対応することの重要性に鑑み、産業政策対話（化学品WG）を通じた日本政府の連携・協力を更に発展させる。また、官民が共通の理解と問題意識に沿って取り組みを進めていく上で極めて重要であることに鑑み、規制対応や代替品開発等に関する官民の対話を積極的に行う。

BRT は以下のように考えている。

- 化学物質の禁止は、危険性のみではなく科学的リスク評価と社会経済的影響のバランスが必要だと考える。
- 難分解性のみを理由とする制限は、将来の革新を阻害し、産業全体に悪影響を及ぼす可能性が高いと考える。
- 難分解性はそれ自体では危険性を示さず、製品に高い耐久性や独自の機能を付与する重要な特性であることを認識すべきである。
- 専門的で代替のない重要な用途における除外措置をしないと、社会やサプライチェーンに深刻な影響を与える恐れがある。
- フルオロポリマーは安全性が確認されており、他のPFAS物質と同列に扱うべきではないと判断している。
- 修理部品の免除措置がなければ、製品の性能を維持できず、廃棄物が増加する恐れがあると考ええる。
- 多くの産業が制限への適応に十分な時間を必要とするため、移行期間を延長すべきだと考える。
- 持続可能な目標を達成するためには、適用除外期間終了後も延長が可能な仕組みが必要だと判断している。
- 規制の適切な施行には信頼性の高い分析手法が不可欠であると考ええる。
- 利害関係者との協議を通じて、現実的かつ効果的な規制を策定すべきだと考える。

## 欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 一物質一評価の方針の下、欧州化学品庁などにリソースを集中させて、同じ物質の評価を一元化することで効率性を持たせることを検討しているが、RoHSの適用除外の評価では、代替品の有害元素含有だけでなく、製品安全性を考慮した評価を行う。この観点から、製品安全の知見を有する人材を計画的に採用、トレーニングする。
- RoHS 指令で既に制限されている電気電子製品中の有害元素および化学物質は、RoHS 指令を優先し、REACH 規則での規制と重複を避ける。

BRT は以下のように考えている。

- RoHSとREACH規制の不整合は、サプライチェーン内に混乱を引き起こすリスクがある。効果的な規制と効率的なコンプライアンスのためには、調整されたアプローチを維持することが重要である。
- RoHS免除の評価には、代替品が製品の安全性や性能を損なわないことを確保するための製品安全の専門知識が必要である。熟練した人材を採用することが、情報に基づいた意思決定に不可欠である。
- RoHSとREACHの間の重複した規制は、企業にとって非効率的で不必要な負担を引き起こす可能性がある。RoHSをその意図された範囲で優先することで、重複を避けることができる。

## ナノマテリアル

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- ナノフォームに関する登録文書の必要記載事項を新たに規定したREACH 規則付属書に関し、OECD テストガイドライン、グルーピングツール等の知見やツールを登録者が全て入手できるわけではないという点を考慮した上で、文書の適合性を評価する。
- 欧州委員会が発表したナノマテリアルの定義に関する勧告を踏まえ、今後、各法令において該当する定義が改定されることになるが、改定にあたっては、国際調和に十分な注意を払う。

BRT は以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である。これらの方法が完全に確立されるまで、遵守評価に柔軟性が必要である。
- Commission Recommendation of 10.6.2022 on definition of nanomaterial に

において、長さ、直径及びアスペクト比に基づいて、ナノ材料が定義づけられた。この定義を各法律に適用する際には、新たなナノ材料の指定によって起こる影響について、今後も注意深く検討する必要がある。

## WP-1 / # 21 / J to E 企業の持続可能性および責任ある企業行動（RBC）に関する政策

### 開示と透明性（CSRD および EU タクソミー）

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- 国際基準との互換性を促進し、EUサステナビリティ報告基準（ESRS）が二重報告の負担を課さないようにする。EUの基準は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のグローバルベースアプローチと整合させ、国際的な枠組みに基づいた報告に対して、追加的にESRSの要件のみを報告できるようにする。
- EU基準とISSBの同等性メカニズムを明確化し、共通する項目についてはISSBに基づく開示基準を同等基準として認める。
- 企業に課される負担と、利用者にとってのデータの使いやすさを合理的に考慮する。
  - 優先順位を設定し段階的なアプローチを採用することで、報告をより効果的かつ信頼性の高いものにする。
  - 企業がタクソミー開示要件にも同時に対応しなければならないことを認識する。これらは新しい要件であり、複雑で構造的な要求を伴う。
- セクターごとのESRSおよび欧州域外基準の迅速な策定と公表を行い、企業に十分な準備期間を与える。
- 対話の重要性を強調し、投資家やステークホルダーとの信頼を強化し、PDCA管理サイクルに対話を組み込むことで企業の内部実践を改善することを促進する。対話はリスク管理と革新の文化を育む強力なツールであり、異なる文化を持つ企業間で将来のリスクや協力の機会について意見を交換する場となる。
- EUタクソミーに関して、閾値、例外、基準、タイムラインに関して他の規制枠組みとの整合性を確保する。例えば、汚染防止と管理における「重大な害を及ぼさない（DNSH）」の一般基準と、REACH規則における適用除外との整合性を確保することが重要となる。

BRT は以下のように考えている。

- 企業サステナビリティ報告は、企業とステークホルダー間の価値創造プロセスを伝えるコミュニケーションツールであり、また企業が長期的なビジネスモデルや戦略を開発・評価するための内部管理ツールである。したがって、サステナビリティ報告が単なる遵守のための「形式的なチェックリスト作業」になっ

てはならない。

- 一方で、サステナビリティ報告の基準は企業に過度な官僚的負担を課すべきではない。これにより、欧州グリーンディールの達成に必要な革新を生み出すための取り組みが阻害されてしまう可能性があるからである。

### **企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD)**

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- デューデリジェンス義務を実施可能で企業に高い法的確実性を提供するものにする。
- EUの枠組みを国際基準（国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」および「OECD多国籍企業ガイドライン（OECD MNE Guidelines）」を含む）と整合させる。企業の活動やバリューチェーンはEU域内に限定されるものではなく、第三国にも深く根付いていることから、国際的な調和が極めて重要となる。
- EU単一市場の分断を回避し、競争条件を均等にするためには、デューデリジェンスに関する法的要件について、内部市場における調和を確保することが必要である。現在、指令により定められている限定的な調和では、27か国で異なる枠組みが生じる可能性がある。
- サプライチェーンの根本的な問題を解決するために、産業界や他国と協力する。
- 企業が新しい要件に準拠できるよう、タイムリーにガイドラインを公表するとともに専門知識を仰ぐことのできるヘルプデスクを設置することにより、準備期間、必要なツールやリソースを十分に提供する。また、このような新しい要件の適用は段階的に進める方が現実的であり、定期的な見直しを通じてその効果を確認することが望ましい。
- 生産国の企業や中小企業の能力構築を支援し、この問題に関する国際協力の枠組みを構築する。
- CSDDDは人権および環境デューデリジェンス（HREDD）に関連する他の規制の基礎となるため、その委任法やガイダンスを迅速に策定することが重要となる。このガイダンスが策定されるまで、バッテリー規則など、関連する規制におけるデューデリジェンス要件の適用の延期を検討する。
- EU内外の企業を含むすべてのステークホルダーが関連の委任法やガイドラインの開発プロセスに参加できるような定期的なステークホルダーフォーラムを設立する。

BRT は以下のように考えている。

- BRTは、企業の管理プロセスにおけるデューデリジェンスを強化するEUの目標を支持し、「害を与えない文化」を促進することの重要性を認識している。
- 実施および国内法への移行段階に向けては、透明性が高く、予測可能で、民間

企業がデューデリジェンスの原則に適合できる実現可能な措置（委任立法やガイドラインなど）を導入することが重要である。

- ステークホルダーの多様な利益を認識することが重要であり、ステークホルダーエンゲージメントは、持続可能な企業統治を実践に組み込む上で不可欠となる。
- CSDDDの遵守に対応する中で、生産国の多くのサプライヤーがEUに拠点を置く取引先企業からの要求の増加に直面している。生産国の企業や中小企業に対する能力構築の支援を提供し、この課題に関する国際協力の枠組みを確立することが重要である。

### ***EU市場での強制労働関連製品の禁止に関する規制（強制労働関連製品禁止規則）***

BRTはEU当局に以下の点を求める。

- 要件を適切に遵守できるよう、企業に明確で信頼性の高い法的枠組みを提供する。これには、重要な用語の追加定義やタイムリーなガイドラインの発行を含む。
- 強制労働の根本原因に対処し企業および関連当局の能力構築を支援するために、影響を受ける市場との対話を進める。
- 企業と政府の責任を国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき明確に分担し、政府の関与の必要性を強調する。
- 加盟国間で一貫した執行を確保し、CSDDDなどの他のEU法と整合性を保つことで、分断を回避する。

BRTは以下のように考えている。

- EUの強制労働関連製品禁止規則の採択は、労働者の基本的人権を保護し、持続可能で倫理的な企業行動を促進する重要な一步である。この規制の具体的な目的は、強制労働で製造された製品がEU市場で販売されること、またはEUから輸出されることを効果的に禁止することにある。
- 効果的かつ実現可能な実施を保証するためには、企業が適切に要件を遵守できるよう、高い法的確実性を提供し、日常業務での不必要な官僚的手続きを回避することが重要である。

## WP-1 / # 22 / J to E デジタル規制

### AI 政策

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- AI法について、規制実施と安全面に関する対話を推進するため、EU AI事務局と日本のAISIとの緊密な協力を促進する。この協力には、AIの技術革新による継続的な課題に対処するため、ベストプラクティスの交換、整合規格開発、AIガバナンスの在り方について、相互に連携する取り組みが含まれるべきである。さらに、システムリスクのあるGPAIモデルを特定するための包括的な基準開発に共同して取り組む。この基準には技術的特性に加え、社会的および倫理的観点も考慮し、責任のあるAI技術の世界展開を確保すべきである。両機関がアプローチを一致させることで、安全で信頼できるAI開発のための堅牢なフレームワーク作成が期待される。
- 日EUデジタルパートナーシップを通じ、EUのAIサンドボックスイニシアチブを、同志国である日本に拡大することを検討する。両地域で協調し、国際的な規制動向と調和しつつ、安全性とセキュリティを確保しながらAIの競争力とイノベーションを促進することの意義は大きい。
- AI法第96条に基づく実用的なガイドラインを提供する。AI技術の現状、整合規格、業界標準仕様を反映したガイドラインが、早い段階で発行されることを期待する。ガイドラインの開発過程において、すべての関係者、特に法的に準拠義務を負う関係者と適時に協議する必要がある。ガイドラインは、すべての関係者が各ガイドラインが関連するAI法の規定に準拠するために準備をするのに十分な時間、理想的には関連規定の法的適用日の12か月以上前に公開される必要がある。また、急速に発展するAI技術に対応するため、技術の変化に応じて適宜ガイドラインを更新する必要がある。

### サイバーセキュリティ政策

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- サイバーレジリエンス法について、整合規格の開発を注意深く監視し、必要に応じ適用日を延期して、全ての利害関係者に十分な準備時間を与える。サイバーレジリエンス法適用までの移行期間は限定的で、規制要件は企業、特に中小企業にとって実務上の大きな課題となる。コンプライアンス順守の困難さが、EU市場での繁栄を妨げ、EU全体の競争力に悪影響を与えることを防ぐ必要がある。
- また、EU官報に記載された無線機器指令（RED）の委任規則（EU）2022/30に基づく整合規格と、十分な数の認証機関が利用可能かどうかについても注意深く監視する必要がある。整合規格を引用しない場合や、十分な認証機関が存在

しない場合、2025年8月1日時点で無線機器の市場アクセスが混乱する可能性がある。中小企業がこれらの理由により自社製品のコンプライアンスをタイムリーに評価できない場合、サイバーレジリエンス法のリサイクル15で同委任規則の廃止や修正について触れられているように、同委任規則は適用日より前に廃止されるべきである。

- サイバーセキュリティ関連法の執行に際しては、利害関係者の負担に対処しつつ、規制の一体性が保たれた、効果的な規制枠組みを確保する。
- セキュアな環境と競争力のバランスをとる観点から、サイバーセキュリティ要件の重複を避け、その調和化に取り組む。企業にかかる全体的な管理上の負担を軽減する必要がある。例えば、インシデント発生時等の報告要件が簡素化されることで、企業は貴重なリソースが解放され、それを革新と成長に使用できる。
- 国際的な規制の調和を進め、特に日本とサイバーセキュリティ基準の相互認証を確立する。また、EUと日本は、日EUデジタルパートナーシップ、日EUサイバー対話を通じて相互理解を深め、共同サイバーセキュリティ演習やベストプラクティスの交換に協力すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- サイバーセキュリティのインシデントリスクは、IoTデバイスへの依存度が上昇している我々の社会全体に存在する。このようなインシデントは、私たちの日常生活に不可欠なデジタルインフラストラクチャの機能に大きな混乱をもたらす可能性がある。
- 特に地政学的不安定性と経済安全保障上の懸念がある現在では、未然防止措置が不可欠となる。両政府に世界的な議論を主導し、国際基準の推進、国境を越えた脅威情報の共有強化、官民パートナーシップの促進などの対策を実施し、イノベーションと競争力を維持しながらサイバーセキュリティリスク低減に取り組むことを期待する。

## データ政策

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 全ての利害関係者、特に中小企業がスムーズにデータ法に準拠できるように、可能な限り早くデータ法に関するガイドラインを発行する。
- データ法第V章の例外的な必要性に応じた政府へのデータ共有義務について、「例外的な必要性」を、明確かつ限定的に定義する。これはイノベーション阻害や過度な負担を避け、EUがデータ主導の競争力を維持するために必要な対応と考える。
- また、データスペースの利活用について、日本との協力を加速する。データスペースの利活用の有効性及び必要な政策協調を明らかにするために、製品の持

続可能性に関するデータや製造業に関するデータなど、特定の分野を指定し協力関係を構築すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 信頼のある自由なデータフロー（DFFT）は、データ活用の基本原則として世界中で引用されており、EUと日本は、デジタルパートナーシップやG7、G20、OECD等における対話を通じて、DFFT原則の普及を進めてきた。
- また、EU・日本の双方でデータスペースの開発、利活用が進んでいる。データスペースの利活用は、イノベーション、サステナビリティ、サプライチェーンマネジメントなど様々な分野で大きな可能性を有する。日本とEUが、DFFT原則に基づき実践面・政策面において連携する意義は極めて大きい。

WP-1 / # 23 / J to E 標準と認証

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- 日EU間の同等性の高い法規制においては、日・欧州共同体相互承認協定（MRA）における相互承認協定の法的枠組みを拡大し、政府間の相互承認協定とする事を検討する。
- グローバルサプライチェーンにおける認証・検証・監査では、認定機関間の相互承認を活用し、統一的な管理を実現する為、国際認定機関フォーラム（IAF）や国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互認証制度を積極的に採用する。このことにより日・EUの認証・検証・監査機関で、適合性評価結果を受け入れる仕組みを構築し、報告書や認証書の相互認証を可能とする。
- 欧州サイバーレジリエンス法やデータ規制においては、適合性評価機関間の相互承認制度である IECCE/CBスキームの制度を活用し、試験及び認証における検査報告書や認証証の相互認証制度を活用する。

BRT は以下のように考えている。

- 第三者認証制度が必要とされる多くの新たな規制においては、適合性評価制度の整備が遅れている。適用期日は定められているものの、認証・検証・評価機関の未整備が対応の障壁となっている。
- 欧州域内の認証機関（CEマーキング関連）、検証機関（CBAM、CFPなど）、及び監査機関（CSRD, CSDDD）のみで対応するには、グローバル規模での認証・検証・監査の実施は困難な状況である。
- 脱炭素政策におけるカーボンフットプリントの要求は、グローバルなサプライチェーンに影響を及ぼす。国際的に認知された統一規格や基準を用いなければ

ば、最終的に統一された同一の検証結果を得る事は困難である。

## WP-1 / # 24 / J to E 貯蓄・投資同盟

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- グリーンおよびデジタル分野において企業の投資ニーズが高まっていることから、貯蓄・投資同盟の実現と資本市場の発展を促すことで、企業の資金調達を支援する。
- 民間貯蓄を企業の GX および DX に向けた投資に振り向けることで経済成長を促進するため、金融商品の開発および資産運用を担う業者のイノベーションを支援する。

BRT は以下のように考えている。

- レッタ・レポートにおいて貯蓄・資産同盟をはじめとする各種の競争力強化策が提示された。貯蓄・投資同盟の実現を通じて欧州資本市場の発展を促し、産業の GX と DX を資金調達の面で支援することが重要である。
- 貯蓄から投資へのシフトを促進する上では、投資家向けに多様で魅力的な金融商品が十分に供給されることが必要である。金融商品に関する政策は、金融業者における商品開発とイノベーションを適切に動機付け、支援・促進するものでなくてはならない。
- 同様に日本政府も家計の貯蓄が投資に向かうように、「資産運用立国」を推進している。2023 年 12 月に公表された資産運用立国実現プランは、アクティブ運用やエンゲージメントにより生じる付加価値に見合った運用報酬が支払われることが、資産運用業の高度化のインセンティブをもたらすこととなると指摘しつつ、資産運用業の高度化を促している。